旅行業者に対する処分内容一覧表

N.	旅行業者の概要				不利益処分の内容	根拠となる	不利益処分の原因となる事実
No	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所	(対象営業所)	法令	个利益処力の原因とはる事夫
1	観光庁 長官登録 第2005号	(株)ワールドナ ビゲーター	光武 佳偉	東京都千代 田区岩本町 2-1-3	業務改善命令 (東京営業所)	旅行業法第 18条の3第1 項	平成29年7月26日から29日にかけて海外の旅行業者により実施された貸切バスを利用した旅行(愛知発)において、手配代行業者として、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
2	観光庁 長官登録 第347号	(株)ビーエス観 光	水野 剛	東京都港区 新橋3-2-7	R2.3.29~4.11までの 14日間の業務停止 (札幌営業所)	旅行業法第 19条第1項	平成29年12月11日から14日にかけて実施した貸切バスを利用した募集型企画旅行(石川発・大阪着)において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
3	観光庁 長官登録 第1403号	新富観光サー ビス(株)	寺崎 聡	富山県富山 市上野322	R2.3.29~4.6までの9 日間の業務停止 (本社営業所)	旅行業法第 19条第1項	平成29年11月9日に実施した貸切バスを利用した旅行(富山発)において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
4	観光庁 長官登録 第605号	北陸旅行(株)	北川 英一	福井県福井 市大和田2- 501	R2.3.29~4.6までの9 日間の業務停止 (福井本社)	旅行業法第 19条第1項	平成29年11月14日から16日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行(大阪発着)において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
5	観光庁 長官登録 第2025号	海洋観光(株)	蔡 赫	福岡市博多 区奈良屋町 14-20ベスト 大博ビル5階	業務改善命令 (本社営業所)	旅行業法第 18条の3第1 項	平成29年6月30日、同年7月28日及び同年12月31日に、海外の旅行業者により実施された貸切バスを利用した旅行(福岡又は熊本発)において、手配代行業者として、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。

No	旅行業者の概要				不利益処分の内容	根拠となる	不利益処分の原因となる事実
INO	登録番号	旅行業者名	代表者	本社住所	(対象営業所)	法令	小利益処力の原因となる事夫
6	観光庁 長官登録 第1944号	㈱近畿日本 ツーリストコー ポレートビジネ ス	髙浦 雅彦	東京都千代 田区神田和 泉町1	R2.3.29~4.6までの9 日間の業務停止 (本社)	旅行業法第 19条第1項	平成30年8月24日から25日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行(岩手発着)において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
7	観光庁 長官登録 第1886号	㈱近畿日本 ツーリスト九州	野崎 佳政	福岡市博多 区綱場町2- 21	R2.3.29~4.6までの9 日間の業務停止 (福岡教育旅行支 店)	旅行業法第 19条第1項	平成29年7月12日及び13日に実施した貸切バスを利用した旅行(福岡発)において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
8	観光庁 長官登録 第1280号	(株)毎日企画 サービス	小野 博宣	東京都千代 田区九段南 1-6-17	R2.3.29~4.11までの 14日間の業務停止 (本社営業所)	旅行業法第 19条第1項	平成29年10月6日から7日にかけて実施した貸切バスを利用した募集型企画旅行(長野方面)において、貸切バス事業者が届け出ている運賃・料金の下限を下回る運賃でバスを手配し、道路運送法第9条の2第1項に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
	観光庁 長官登録 第55号	名鉄観光サー ビス(株)	大西 哲郎	名古屋市中 村区名駅南 2-14-19	R2.3.29~4.6までの9 日間の業務停止 (横浜支店)	旅行業法第 19条第1項	平成30年9月21日から23日にかけて実施した貸切バスを利用した旅行(滋賀発着)において、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。
9					R2.3.29~4.6までの9 日間の業務停止 (インバウンド部)	旅行業法第 19条第1項	平成31年4月22日から25日、同月23から26日及び同月25日から28日にかけて海外の旅行業者により実施された貸切バスを利用した旅行(愛知発着)において、旅行サービス手配業として、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を行った貸切バスを手配し、道路運送法第20条に違反するサービスの提供を受けることをあっせんした(旅行業法第13条第3項第2号違反)。